



平成 18 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 **綜研化学株式会社**
代表者名 代表取締役社長 中島 幹
(JASDAQ・コード番号4972)
問合せ先 経営管理部
人事総務担当部長 阿部 英紀
TEL 03-3983-3171
FAX 03-3988-9216

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 4 月 25 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 58 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款について次のとおり変更を行うものであります。
- ① 当社の発行する株式の総数は、現行定款第 5 条(発行する株式の総数)に 2,400 万株と定められておりますが、平成 16 年および平成 18 年の増資に伴い、発行済株式の総数が 830 万株となりましたので、将来の資本調達に備えて、発行する株式の総数を 3,320 万株に変更するものであります。
 - ② 単元未満株式について権利行使できる内容を明確にするため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネットによる開示を可能とするため、変更案第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ④ 取締役会において機動的な意思決定を可能とするため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 26 条(取締役会)第 4 項を新設するものであります。
 - ⑤ 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行新設、みなし規定の追加など、全般にわたって所要の変更を行います。
- (2) その他、この機会に全条文を見直し、一部条文の新設、文言の追加等を行います。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 27 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 27 日 (火)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は綜研化学株式会社と称し、 英文では Soken Chemical & Engineering Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的 とする。</p> <p>1. 化学工業製品特に高分子化学製 品、油脂加工品ならびに化学工業 薬品類の製造および販売</p> <p>2. 医薬品、医薬部外品、ならびに化 粧品材料の製造および販売</p> <p>3. 化学装置の製作、販売および化学 産業設備の計画、設計、建設、請 負</p> <p>4. 建築工事の設計、建設、請負</p> <p>5. 前各号に関連する技術の開発なら びに指導および工業所有権の譲 渡</p> <p>6. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都豊島区に置 く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、電子公告により行 う。ただし、電子公告によることが できない事故その他のやむを得な い事由が生じたときは、日本経済新 聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>綜研化学株式会社</u>と称し、 英文では Soken Chemical & Engineering Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的 とする。</p> <p>① 化学工業製品特に高分子化学製品、 油脂加工品ならびに化学工業薬品類 の製造および販売</p> <p>② 医薬品、医薬部外品、ならびに化粧 品材料の製造および販売</p> <p>③ 化学装置の製作、販売および化学産 業設備の計画、設計、建設、請負</p> <p>④ 建築工事の設計、建設、請負</p> <p>⑤ 前各号に関連する技術の開発ならび に指導および工業所有権の譲渡</p> <p>⑥ 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。</u></p> <p>① <u>取締役会</u></p> <p>② <u>監査役</u></p> <p>③ <u>監査役会</u></p> <p>④ <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由 によって<u>電子公告による公告をす</u> <u>ることができない場合は、</u>日本経済新聞に 掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>2, 400</u>万株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>一単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求</u>することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>発行する株券の種類</u>ならび</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3, 320</u>万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得</u>することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>④ <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求</u>することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類、株主の氏名等株</p>

現行定款	変更案
<p>に株式の名義書換、単元未満株式の買取および買増し請求の取扱、<u>実質株主通知の受理、株券喪失登録、その他株式に関する手続および手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><u>主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増し請求の取扱、その他株式に関する手続および手数料は、法令または本定款によるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下、株主名簿等という。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取請求等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p>	
<p>第11条 当社は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>(招集の時期)</p>	<p>第14条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集)</p>

現行定款	変更案
<p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、<u>随時招集する。</u></p>	<p>第15条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(開催場所)</p>
<p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p>	<p>第16条 <u>当社は、東京都で株主総会を開催する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p>
<p>第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p>	<p>第17条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(決議の要件)</p>	<p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p>
<p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p>	<p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>第20条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>

現行定款	変更案
<p>第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名なつ印または電子署名を行なう。</p>	<p>第21条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印または電子署名を行なう。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>
<p>第17条 当会社<u>に</u>取締役12名以内を置く。 (選任)</p>	<p>第22条 当会社<u>の</u>取締役は、12名以内とする。 (選任)</p>
<p>第18条 取締役は株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第23条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまで</u>とする。 ② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>第24条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで</u>とする。 (削除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第20条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第25条 取締役会は、<u>その決議によって</u>、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、<u>その決議によって</u>、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる</u>。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</p>	<p>第26条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u> 3 取締役会招集の通知は、各取締役および</p>

現行定款	変更案
<p>ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>取締役会の定める取締役会規則</u>による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</p> <p>ただし、緊急のときは、<u>この期間を短縮</u>することができる。</p> <p>4 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>5 取締役会の運営その他に関する事項については、<u>法令または本定款によるほか、取締役会において定める取締役会規則</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(顧問、相談役)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議により顧問および相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第24条 <u>当会社に監査役4名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第25条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 <u>監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とす</u></p>	<p>(顧問、相談役)</p> <p>第28条 <u>取締役会は、その決議によって顧問および相談役若干名を選任することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、</u></p>

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第27条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>② <u>監査役は、必要に応じ互選をもって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬)</p> <p>第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第33条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>法令または本定款によるほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第30条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第31条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対しこれを行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 取締役会の決議により、<u>毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金および中間配当金が支払</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第36条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第37条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>期末配当金および中間配当金が支払開</u></p>

現行定款	変更案
開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、 <u>その</u> 支払の義務を免れる。

以 上